

## 入札公告

一般競争入札を実施するので、公益財団法人福井県下水道公社会計規程第67条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年5月7日

公益財団法人 福井県下水道公社  
理事長 高橋 義治

### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務委託の名称  
植栽管理業務委託
- (2) 委託内容  
入札説明書、設計書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 履行場所  
九頭竜川浄化センター（坂井市三国町池見地係）外
- (4) 契約期間  
契約日の翌日から令和9年1月30日まで
- (5) 設計額  
11,980,000円（消費税抜）
- (6) 契約の種類  
その他
- (7) 最低制限価格制度適用 有

### 2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）に基づき、県発注の造園工事の競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 入札の日において、県の指名停止措置を受けている者でないこと。
  - (3) 三国土木事務所管内に主たる営業所を有する者であること。
  - (4) 造園技能士（※）を履行場所に派遣できること。
  - (5) 毒物劇物取扱責任者、農薬管理指導士または（公社）緑の安全推進協会が認定している緑の安全管理士のうち、いずれかの資格を取得している技術者（※）がいること。
- ※ 契約日において、現に3か月以上継続して、この入札に参加しようとする者と直接的かつ恒常的に雇用関係にある者に限る。

### 3 入札説明書等の交付

- (1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問い合わせ先

〒913-0024

福井県坂井市三国町池見2-27

公益財団法人福井県下水道公社 総務・水質管理グループ

電話 0776-82-4660

- (2) 入札説明書等の交付は上記場所で行うほか、当公社ホームページで公開する。

### 4 入札書の提出方法、提出期間、提出先、開札日時

- (1) 入札書の提出方法等

郵送入札によるもの（配達記録が残る郵便等に限る。）とし、持参または電送によるものは認めない。

- (2) 入札書の提出期間

令和8年5月18日（月）午前8時30分から令和8年5月19日（火）

午後4時00分まで

入札書は提出期限必着とし、消印有効は認めない。

提出期限外に提出された入札書は、いかなる事由があっても受け付けない。

併せて、入札書の到着確認の問い合わせについては、一切応じない。

- (3) 入札書の提出先

3（1）と同様とする。

- (4) 開札日時、開札場所

令和8年5月20日（水）午前9時20分

〒913-0024

福井県坂井市三国町池見2-27

九頭竜川浄化センター管理本館 301会議室

### 5 入札の方法

入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 6 落札決定の保留に関する事項

この入札にかかる業務委託の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者（最低の価格で入札した者が複数ある場合は、そのすべての者。以下「落札候補者」という。）を宣言して、落札者の決定を保留する。

### 7 資格の確認に関する事項

落札候補者は、申請書に必要なと認められる書類を添えて次のとおり提出し、この入札にかかる業務に関し、当公社の事後審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書の提出期間

令和8年5月20日（水）午後1時00分から令和8年5月21日（木）  
午後4時00分まで

(2) 申請書の提出先

3（1）と同様とする。

申請書の提出は、直接当公社に持参する方法、郵送または電送により送付する方法により行うものとする。

8 落札者の決定に関する事項

公社が、入札参加資格があると決定をした者を落札者として決定する。

9 その他

(1) 入札保証金および契約保証金

入札説明書による。

(2) 入札の無効

入札説明書による。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

(5) この入札公告は、福井県下水道公社会計規程第67条第2項の規定により、福井県財務規則第148条の規定を準用する。